

## 第5回 村上市議会議会改革調査特別委員会記録

- 1 日 時 令和4年8月2日(火)午前10時30分
- 2 場 所 村上市役所 第1委員会室
- 3 報告  
(1) 調査結果等の報告
- 4 協議事項  
(1) 議員政治倫理条例(案)の検討について  
(2) 議員定数見直しにかかるアンケートについて  
(3) 議員の人員確保について  
(4) その他
- 5 その他
- 6 出席委員(8名)

1番 川崎健二君	2番 高田晃君
3番 菅井晋一君	4番 鈴木いせ子君
5番 鈴木一之君	6番 本間善和君
7番 尾形修平君	8番 長谷川孝君
- 7 欠席委員 なし
- 8 傍聴議員(1名)  
上村正朗君 富樫雅男君 稲葉久美子君
- 9 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 10 オブザーバーとして出席した者  
副議長 大滝国吉君
- 11 議会事務局職員

局長 内山治夫	
次長 鈴木涉	
書記 中山航	

---

(午前10時30分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

---

### 報告(1) 調査結果等の報告

長谷川委員長 初めに、報告の(1)、調査結果等の報告について、事務局から説明願う。

事務局 局長 お手元の資料たくさんあって恐縮だが、最初に第4回議会改革調査特別委員会の概要ということで、前回の議会改革調査特別委員会の概要を報告した書面になるが、そちらをご覧いただく。(1)として分野ごとの具体的検討項目についてご協議いただいたところであるが、第3回で決定いただいた4項目の検討項目について、それぞれ具体的な内容の検討を行っていただいたところである。①として、政治倫理の資質向上についての中では政治倫理条例の制定に向けて、協議を進めるということで方向性が示された。条例案を作成するに当たり、倫理条例の基本的な6項目ということで、①か

ら⑥まで、ご覧の項目だがその中で資産の公開については、本市議会については不要であるというふうな方向性をいただいている。その他の項目については、今後精査するというので、事務局のほうで条例案を作成していただくということでご決定いただいている。②として、議員定数の見直しについてだが、県内及び全国の状況を資料によって確認した後に、議員全員の皆さんにアンケートを実施して、それを参考に今後の協議をしていただくという方向性が示されている。③として、議会のデジタルトランスフォーメーションの推進ということであるが、これについてはタブレットの導入によるペーパーレス化によって、DXの推進を図る。なお、スケジュールについては令和5年度中の導入を目指し、移行期間を設けて令和6年度完全移行を目途とするということであった。④の議員の人材確保についてだが、これについては今日の会議までに県内市議会の取り組み事例や全国の参考事例を準備して、検討に入るということでご決定いただいている。

#### 協議事項(1) 議員政治倫理条例(案)の検討について

長谷川委員長 初めに、協議事項の(1)、議員政治倫理条例(案)の検討についてを議題とする。事務局から説明願う。

事務 局長 それでは、次の資料になるが、村上市議会議員政治倫理条例(素案)と書いてある資料をご覧いただく。これについては、前回の会議の中で出たことを参考に事務局のほうでたたき台となる素案を作らせていただいたものである。基本的な6項目、①から⑥のうち③を除いたものという形で作成させていただいている。6項目にはないが、第1条の目的、第2条の議員及び市民の責務ということで、こういったことを定めている自治体も多いので、たたき台としては第1条も第2条も加えさせていただいて、作らせていただいている。第1条はご覧いただくとして、第2条であるが、議員は、市民全体の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位の向上に努めなければならない。ということで、こちらについては、第1項は議員の皆様におきます責務を記載している。第2項として、市民の責務ということで、市民は主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対して、その権限や地位に基づく影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。ということで第2条については、議員の皆様及び市民の責務を謳ったものである。第3条が、基本的な6項目に示す政治倫理基準になっている。第3条については、議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないということで、(1)から(8)までの項目を例としてあげさせていただいている。これについては、各自治体いろいろであるが、あとで削っていただくには結構だが、一応考えられるもの8項目あげている。次のページをご覧いただく。第4条については、基本的な項目でいうところの②の請負等の制限に関するものである。第4条、議員は、当該地方公共団体に対する請負について議員の兼業禁止を定めた地方自治法 第92条の2の規定の趣旨を尊重し、適正な行政の運営と議員活動の公正に努めなければならない。ということである。基本的には地方自治法に定められているので、あまりこちらのほうで具体的にさらに規制を加えるような表現にはしていないところである。続いて、第5条であるが、こちらは補助等を受けている団体等への役員の就任ということで、請負等の制限に関連して計上したものであるが、第5条については読ませていただくが、議員は市から活動及び運営のすべてに対して補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないものと

する。これについては実を言うと、議会基本条例の22条の2項にあるものだが、これについては第3期の議会改革調査研究特別委員会において、倫理条例の制定に向けて協議した結果、それではなくて基本条例のほうにこの1項目を加えるということの結論で加えられたものであるが、この度倫理条例を作成するにあたって、議会基本条例というのは理念的な条例であるので、こちらの条例のほうに移行したほうがいいのではないかということで提案させていただくものである。それから第6条が、住民の調査請求という項目になる。第6条、市民又は議員は、議員が第3条第1項、第4条又は前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって違反する疑いがあることを証する資料を添付して、文書により議長に審査を請求することができる。ということで、調査の請求を議員と市民両方が持つというふうな規定で、たたき台のほうは作らせていただいているが、こちら市民の請求権を入れる入れないというふうな話は、今後ご検討いただくとして、市民にあっては議員の選挙権を有する者の総数の100分の1と一応たたき台は作らせていただいているが、これについても、もし定めるとなっても各市議会、この数のとらえ方についてはまちまちであるので、これにこだわらずにお考えいただく形となるかと思う。それから議員にあっては議員定数の8分の1以上ということで、案を作らせていただいている。これについては、本市議会の懲罰特別委員会が8分の1以上ということで規定しているので、これに準じた形で8分の1というふうに案を作らせていただいたところである。それから第7条であるが、審査会の設置等ということで、基本的な項目でいうところの⑤政治倫理審査会に関わるものである。審査会に関わるものは、この7条それから次の8条それから次のページの第9条が審査会に関わる部分である。第7条については、審査会の設置に関わる部分である。第2項のところ、審査会の委員は、8名以内とし、議長が議会運営委員会に諮って選任するというふうに作らせていただいているが、8人としたところについては本来こちらについても懲罰特別委員会のほうの数を準用させていただこうかと考えたが、懲罰特別委員会のほうが10名となっているが、今議員定数が22名と条例上なっているので10名というと半分に近い人数である。懲罰特別委員会の委員の数というものをこれまで検討してこなかった関係上、10名のままとなっているが、これからそういったことも検討の材料にはなるかと思うが、そういったことも含めて8名が適正ではないかということでたたき台を作らせていただいたところである。それから第8条については、審査会の設置ということで審査会の内容を規定しているものである。第9条については次のページになるが、審査会の調査結果ということで、これは調査結果の取扱いについて規定している項目である。次に、第10条から基本的な項目でいうところの⑥問責制度ということに関わる部分である。これが10条以降になってきているが、第10条は、議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。ということである。漠然としているが、これについては、例を挙げるとすれば、議員に対して議長から陳謝の勧告をするだとか、あるいは役職辞任の勧告をするだとか、そういったことが考えられようかとなっている。それから第11条であるが、当該議員それから議会の措置ということである。審査対象議員は、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならないということだが、

基本的にこの審査対象議員の方は、前10条の関係例えば議長から陳謝の勧告を受けた。そういった場合には本会議で陳謝をすとか、そういったことをしなければならない。ということを決めるものである。それから同じく第11条の2項であるが、こちらについては、議会は、対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとするということだが、これは具体的にどんなことかと申すと、例えば第1項の規定に基づいて、本人が本会議場での陳謝を拒んで何もしないと、そういったときには議会の名誉のために、極端な例を挙げれば、辞職勧告決議案だとかそういった議会としての対応を決めるものである。それから12条については、議長の職務の代行ということで、議長副議長が万が一、審査の対象になったときの規定である。13条については、委任事項である。政治倫理条例の素案については、このような形で作らせていただいたが、次に他市の事例を参考にさせていただきたいということで、A3の横の資料を準備させていただいているが、政治倫理条例の構成①ということで、新潟県内の市議会ということで、新潟県内にすでに倫理条例を制定している市議会が4つあるが、こちらの市議会の状況である。一番左端、項目となっているが、これが基本的な6項目に分類したわけであるが、最初のページは前文と目的というところで、今の案でいくところの第1条、第2条の部分である。それから責務もある。次のページは、政治倫理基準についての各市の内容である。詳しく説明はしないが、今後の検討の中でこれらを参考にさせていただきながら、たたき台に対して、何か変更が必要があれば参考にさせていただきということで作らせていただいた資料である。同じようにA3もう一枚のほうの、政治倫理条例の構成の②ということで、新潟県外の市議会ということの資料があるが、山形県内が多くなっているが、参考に4つの倫理条例を例として出させてさせていただいている。一番右が宇和島市議会の政治倫理条例となっているが、今たたき台を作成させていただいた中では、この宇和島市議会の政治倫理条例を参考にさせていただきながら、最初のほうの前段を作らせていただいたような状況であるし、また、第10条以降の問責の関係については、新潟県内の妙高市のほうを参考に作らせていただいているような状況であるので、後ほどご覧いただければと思っている。以上、説明は簡単であるがこの程度となるが、この度初めて皆さんにご覧いただいたところであるので、資料も見させていただきながら、次回までに変更が必要な箇所であるとか、またこの項目はいらないとか、そういったことをご協議願えればと思っている。

- 長谷川委員長 ありがとうございます。議員政治倫理条例の素案についてのご意見あったらお願いします。
- 尾形 修平 今局長から説明受けたが、第5条に関しては、先ほども言ったけれども市の基本条例の22条の2項で追加して入れたもので、そうするとここに謳うということは基本条例のほうを削除するという考え方でいいのか。
- 事務 局長 おっしゃるとおり、同じことを2つの条例で定める必要はないのでこちらに定めることであれば、同時に議会基本条例のほうから落とすような形で考えている。
- 尾形 修平 了解した。
- 高田 晃 今の件って、同じ項目だが、こっちに入れて基本条例のほうを削除するということが、ここの基本条例にある文言の内容とそれと今ここでたたき台だからあれだが、いわゆる補助団体の関係の意味が、前の基本条例のところには市からの活動や運営の全てに対して補助金、助成金の交付を受けている団体等の代表者には就任できないということだが、ここの中身も今回ここにあげている第4条についてもそういった意味で、とっていいんですよね。

- 事務 局長 恐れ入る。こちらについては、妙高市だったと思うが、そちらの言葉と同じように合わせた関係で、うちのほうの基本条例と若干合っていないところはあるが、私も今お聞きするにうちの基本条例の項目と同じにしたほうがいいのかなど思っているので、皆さんよろしければそのように改めさせていただきたいと思う。
- 高田 晃 もう一点、これ委員長のほうからも事務局のほうからも冒頭話があった、住民の調査請求、これについても次回回答すると。我々が他の市の資料を熟読して、変更するところ、訂正するところ、修正するところを次回でいってことですよ。前は次回までちょっと検討するなんていう項目については、じゃあ次回で今回答する必要はないね。
- 長谷川委員長 皆さんで、この100分の1というのが実際どうなのかということを考えてきてもらいたいということもある。お願いいたす。他にないか。
- 菅井 晋一 政治倫理規準という規準という字だが、宇和島市の例になっていると思うが、普通の基準のほうが分かりやすいかなと思った。
- 事務 局長 この規準の字については再度検討したいと思う。
- 菅井 晋一 10条の審査会で措置があるが、具体的に辞職勧告とか、4項目5項目ある。あったほうがいい。あればどの程度だか一番軽いのか、一番重いのかというのは分かりやすいのかと思う。それをご検討お願いしたいと思う。
- 事務 局長 それについても各市議会いろんな考えで進めているので、きっちり謳う市議会もあれば、漠然と謳う議会もある。その辺皆さん次回までにお考えいただければありがたいと思っている。
- 長谷川委員長 よろしく願います。

#### 協議事項(2) 議員定数見直しにかかるアンケートについて

- 長谷川委員長 次に、協議事項の(2)、議員定数見直しにかかるアンケートについてを議題とする。事務局から説明願う。
- 事務 局長 それでは次の資料になるが、議員定数の見直しに関するアンケートの資料をご覧ください。これについては前回のお話で決定いただいたアンケートについて、様式を定めたので、こちらを皆さんにご確認いただくものである。発送の日付については、8月9日付となっているが、こちら臨時会終了後に全員協議会を予定しているので、そちらのほうでこれを皆さんにご説明の上配布を考えているところである。回答期限については、お盆明けすぐではあるが、8月16日ということで検討している。裏面ご覧いただくと、アンケートの具体的な内容になっているが、問1として、議員定数の見直しについて。ア、イ、ウということで、アとしては定数削減に向けて見直しをすべきだという項目、それからイについては、削減する必要はないという項目、それからどちらでもないというようなこともあるので、その他の項目も設けさせていただいている。問2としては、常任委員会の人数について何う項目である。前回の会議の結果を受けて、常任委員会の複数所属制というか、そういったことも含めさせていただきたいというようなお話もあったので、こちらの設問を入れさせていただいている。現在、本市議会の常任委員会は7名と8名ということで規定されている。今後、仮に定数削減となった場合には、それを下回る人数となるので最低人数を何人と考えるかという設問である。ア、イ、ウということでそれぞれ5人、6人、7人ということで例示しているが、例えば今現在7人だが少なすぎるというふうなお考えの方もあられないが、そのときはエのほうを選択していただいて、例えば、1委員会最低10人は

必要だとか、そういったことであればこちらのほうに10人ということで書いていただくようなことを考えている設問である。問3については、問1でアの定員削減に向けて見直しをすべきだというふうに答えていただいた方について、具体的に定数は何人が適正かということの問いである。こちら具体的に人数で書かれても結構だし、あとは考えの概念的なことを書かれても結構だし、なかなか人数だけで言い切れない部分もあろうかと思うので自由記載いただくような形で作らせていただいている。

長谷川委員長 この件に関して意見あったら願います。

高田 晃 問2のところだが、ここには常任委員会の定数について、どれがいいか選択する回答になっているが、この説明文のところにも複数の常任委員会に所属できるよう定めている市議会もあるというふうに丁寧に説明されているので、これについての意見も皆さんから聞いてもいいのかなというふうに思う。

事務 局長 確かにおっしゃるとおり、複数委員会がいいかどうかという考え方もあると思う。ただ、それは議員定数がどうなるかが決まらないと、次のステップにいけないのかなというふうなことも感じていて、例えば議員定数が今まで通りでいいということになれば、複数委員会という話は現段階で出す必要はないのかなというふうにも考えているし、あえてその設問は現在は入れていない状況であるが、皆さんのお考えがあればお伺いしたいと思う。

菅井 晋一 問1だが、それぞれ理由が大事なのかなと思う。例えば、見直しをすべきだというその理由が結果だけじゃなくて、理由も記載してもらったほうがいいのかと思う。同じく削減する必要はない。その理由はなんなんだと、はっきりしないと、説明するのに何で見直しするのか、何で見直さないのか市民に対して説明できない。それぞれ理由も明記するような形にしたほうがいいのかというふうに思う。

事務 局長 ウのその他ということで、カッコ内にアとイと回答した方でもご意見がございましたらご記入くださいというふうにさせていただいたので、そういったご意見必ず書いてくださいということのほうがよければ、そういったことで記載したいと思うが、必ず書いてくださいとしたほうがよいか、どちらがいいか。

長谷川委員長 削減するとか、いろいろな意見があると思うが、個人が削減するというのに関する理由についても書いてもらえるようなアンケートにするか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 ではそのよう願います。

事務 局長 今お伺いしたような項目を書けるようにしたうえで、正副委員長と協議のうえでよろしかったか。

長谷川委員長 任せてくれるか、正副委員長に。

(「はい」と呼ぶ者あり)

尾形 修平 大したあれではないが、問3は問2の上に入れたほうがいいのか。一番下に持ってこないで。

長谷川委員長 それも含めて任せていただきたいと思うので願います。

### 協議事項(3) 議員の人員確保について

長谷川委員長 初めに、協議事項の(3)、議員の人員確保についてを議題とする。事務局から説明願う。

事務 局長 それでは厚い資料になるが、ちょっと小さい字で恐縮だが、市議会議員のなり手不足対策についてということで横書きにさせていただいている書面である。こちらについ

ては、県の議会事務局長会議の中で取りまとめられたものであるけれども、県内の自治体の議会において、なり手不足対策についてどのようなことをしているかということで、こちらは議会事務局目線で取りまとめている内容であるので、議員さんの目線と若干違う部分もあるかもしれないが、その辺ご了解願いたいと思う。全て紹介するわけにもいかないので、一番最初の上越市こちらのほう若干説明させていただく。上越市では、平成29年3月に女性議員が少ないことを課題として、現状の把握と原因の追究を行ったということで検討委員会を設置して提言をいただいたということである。提言の内容が下のほうに書いてあるが、①から⑦まで、早急に取り組むべきと提言した改革案ということで記載がある。ちょっと飛ばさせていただいて、3ページであるが、上から2番目の糸魚川市議会である。こちらについては議会運営委員会で、女性や若者が議員を目指しやすい環境づくりという観点から、議員報酬の増額や厚生年金への加入、仕事を持つ人でも出席しやすい夜間議会、休日議会という話が出たことはあったが、現状、具体化はしていない。そのような中で、女性から議会に関心をもってもらいたい、身近に感じてもらいたいという理由から、当時の女性議員が働き掛けたところ、一般女性から女性議会の開催要望書が提出され、令和2年11月に女性議会が開催されたということである。なお、糸魚川市議会については、こういった議会のことを考えていらっしゃる女性のグループがあったという素地があったということは発言があった。他の市議会もいろいろ書いてあるが、大体は議員報酬を上げるだとか、そういった検討するというふうな意見のほか、これといった意見がなかったというふうに感じている。次の資料になるが、今ほど糸魚川市の話もあったが、夜間議会だとか、休日議会ということで仕事を持つ人でも出席しやすいようにというふうな関係から、そういった検討ということもあったので一応参考資料として、全国市議会議長会の調査であるが、市議会の活動に関する実態調査の中から該当する箇所を抜粋したのが次の資料である。一枚めくっていただくと市議会の活動に関する実態調査ということで、全国815市東京特別区も含むが、この中でいろんな項目について調査を行っているが、これについての中の次のページが2 - 9の休日議会の開催事例ということになっているが、こちらについては令和2年の1月から12月までの間の全国の市議会での休日の開催状況である。全体で19市22件あったが、これ以外は逆に言うとなかったということである。内容見ていくと、一番左が都道府県ということで、一番上の北海道の名寄市であるがこちら人口段階Aというのは、左下のほうに人口規模で分類書いているので、そちらの人口規模を反映したアルファベットとなっている。それで開催内容その市議会ごとにどういった理由で開催をしたのかというふうなことをご覧いただくと、例えば上から5番目の小金井市では、令和2年度の施政方針だとか、次の一般質問だとか、その他代表質問だとか、そういったどちらかという仕事の都合を考えてということではなくて、一般市民の方が興味のあるものを土日に開催しているというふうなことが見て取れる。あるいは、コロナ関係の補正予算そういったもの、日程の確保の都合ができないためにやむを得ず土日に開催したというような二通りがあるのではないかと考えている。したがって、担い手不足対策のためということではなくて、議会の日程上、あるいは傍聴者を考えての対応ということでの土日開催が市議会ではほとんどであるというふうに感じている。なお町村議会については、担い手対策のために実際にやっているところもあると聞いているが、町村議会の場合は議会の開催日数も少ないことからある程度可能ではなかろうかと考えているが、市議会においては開催日数が多い関係上やはり、夜間休日については厳しいのではないかとい

うふうに事務局では考えている。次のページめくっていただくと、夜間議会の開催事例ということで1市だけ載っている。これ以外は無かったということである。ここまでご覧いただいて、確たるものがなかったということで、もうひとつ資料を準備させていただいた。都道府県議会制度研究会報告書をご覧ください。これについては都道府県議会議長会のほうで設置した有識者会議8名で組織されているこの研究会というところからの報告書になっている。日付は令和2年であるが、こちらのほうをご覧ください。次のページ目次になっているが、下のほうのところに個別事項の解説編ということで目次の中で①から始まっている部分がある。こちらについて、議会課題について項目ごとに検討した内容が記載されている目次であるが、こちら①から次のページずっと続いて、最後は⑬までということで検討結果が示されている。下のほう⑭からアンダーライン引かれている部分があるが、こちらのほうが議会の担い手対策につながるものではないかということで例示をさせていただくものである。⑭として、地方議会議員が厚生年金制度に加入するということがまずひとつ、それから⑮として立候補に至るまでの手順を分かりやすくする。それから⑯ということで、立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度等を整備する。⑰として、供託金の金額を見直す。⑱として、女性が立候補しやすく、議員となった後も活動しやすい環境を整備する。⑳として、議員活動を支える研修を整備する。ということで、それぞれ該当するページのほうは後ろにそういったページのほう抜粋して載せさせていただいているので後ほどご覧いただきたいと思うが、一点だけ⑭の地方議会議員が厚生年金に加入する。ということでこれは法改正事項となっているが、今ご紹介申し上げた6点のうち、法改正事項ということが3点入っている。⑭、⑯、⑰については、法改正事項ということであるので、これは市議会単独ではどうにもできないことであるので、市議会の対応としては国に意見書を上げる。そういった対応はできるというものである。残りの3項目については、市議会内で対応できる項目かと思う。⑭の厚生年金であるが、資料48ページとあるがそちらのほうだけご覧ください。48ページ下のほうに⑭ということで地方議会議員が厚生年金制度に加入するということで、法改正事項ということであるが、若干読ませていただくと、この件については、全国都道府県議会議長会において、国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様な人材確保の観点から、第154回定例総会以降、厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議をしてきた。政府・与党を中心に要請してきているが、未だ実現に至っていない。というふうなことである。これ都道府県議会議長会であるが、これ市議会議長会も町村議長会も同じ3団体、同じ意向で厚生年金に加入することを推進する立場には変わらない。それから一点だけご注意願いたいのが、この次のページ49ページの下から10行目になるが、○の次から実現に至っていない理由の一つとしてというふうな注釈がある。こちらについては、厚生年金に地方議会議員が加入した場合、都道府県市区町村全体で約160億円の公費負担が生じるとの指摘があると。全国都道府県議会議長会では、この指摘について厚生年金制度上の事業主としての当然の負担であり、地方議会議員を特別に優遇するための財政負担ではないことを指摘してきたところである。このような公費負担の重要性を十分に認識したうえで引き続き、住民の理解を得られるように対応していくことが望まれるということであって、この市区町村の負担が増えるというようなことが課題となっていて、全体としては推進する立場にはあるがそれぞれの自治体において意見が分かれるという形になっている。厚生年金であれば、2分の1事業者負担ということで事業者が負担している部分があるが、その負担分が今度は市が負担すべきものと

なるような関係になっているので、そういったことで地方の負担が増えるというふうな意味合いである。他の項目については、後ほどお読み取り頂いてまた次の会議までに皆さんからご意見を拝聴したいと考えている。

長谷川委員長 この件についてご意見があったら願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 協議事項(4) その他

長谷川委員長 次に、(4)、その他の事項で、事務局から何かあるか。

事務 局長 それでは、引き続いてもう一枚マイナンバーカードの出張申請受付を行います！というホームページの写しを一枚付けさせていただいているが、そちらをご覧いただきたいと思う。マイナンバーカードの普及促進、国県自治体それぞれ図っているところであるが、新潟県が全国から見て普及率が低い状況になっているし、その中でも村上市も県の中でも低いほうになっている。そういったことで市では対策として、マイナンバーカードの出張申請受付を始めているところである。これについては、民間企業などへ出向いて申請のお手伝いをさせていただくというふうなこともあるし、次のページへいくと裏面になるが、具体的に5地区に足を運んでそちらのほうで申請を受けつけるというふうな活動もしている。既に荒川地区については、7月17日に実施されたこと、それから神林地区についても7月31日に実施されたということであるが、非常に多くの方からお集まりいただいてそれぞれ約200名程度申し込みがあって、予想外にたくさん来ていただいている状況だというふうに伺っている。そのようなことであって、こちらの議会改革調査特別委員会のほうでDXについては、この項目今まで上がっていないわけだが、これはこちらで取り組むべきか、そういった考えもあるかと思うが、皆さんのマイナンバーカードの取得の状況もあろうかと思うが、もしできるのであれば議会のほうへ出張受付に来ていただくというふうなことも考えられるので、そういったことも可能だというふうに市民課からも言っているから、例えば9月定例会中に出張申請に来ていただくとかそういったことも考えられるので、もし皆さんからご意見があれば頂戴したいと思っている。

長谷川委員長 皆さんマイナンバーカードの申請終わっているのは何人位いるか、結構いるね。実は議員の中にもいると思うが、市民の皆さんに対して、例えば我々がいろいろ聞かれたときに答えられるようにDXを推進していこうというふうに思っているから、できればその辺のノウハウについて、9月定例会中に一回市民課長に皆さんが取得できるような形で、ちょっと説明を受けたいというふうに思っているが、皆さんそこまでする必要がないって言うのか、その辺の意見をちょっとお聞かせ願えないかなと思って、申請して、私もカードは申請しているが、マイナポイントをどうしてやればいいのか分からないので、その辺説明受けたいと思っているがいかがか。

鈴木 一之 一応所管で、市民課からもそういう話で毎回のごとく委員会の中でも、この普及率とか、このマイナンバーカードをどれほどの皆さんが取得しているかということで機会がある度ごとにそういう話をさせてもらっている。私もこれ初回の時にカードは取得したが、委員長からお話あったようにポイントとか、そういったことに対してはちょっとそこまで入っていない面もあるので、ぜひ市民の代表として、議会に参画している皆さんだから自らのカードを持参しながら、そういうことに対しての協力、国からの協力みたいな格好もあるので、それをぜひともやっていただければと思っている。

尾形 修平 これ今挙手された方も結構いるなと私も拝見したが、マイナンバーカードに関しては、

国で推進しているというのは間違いなく知っているけれども、それを議会として、議員が担当課の職員を呼んで説明を受けるまでは私は必要ないかなと思う。あくまでも個人で必要だと思う方はすればいいし、私もしようかなしようかなと思っててもなかなか足が向かないというのもあったので、それよりは村上市それこそ下水道も供用開始100%になって、まだ議員の中でも下水道接続されていない方が多々おられるようなので、どちらかというところのほうの方が優先すべきかなと。議会としてやるんだったらね。だからこれはあくまでも個人でいいんじゃないかなと思う。

高田 晃 おっしゃるとおりだと私も思うが、ただ、去年も私作ったときかなり厄介である。ネットで2、3日かかってやっとできたというふうな状況なので、できればこれ出張サービスに行ければいいが、希望者でちょっと担当者呼んで聞くくらいは足が遠のいていの方にはいいのかなというふうには思う。

長谷川委員長 事務 局長 では希望者だけということで申し込んでよろしいか。そういう形でお願いします。システムの制度の説明ということではなくて、一応申請の補助ということで考えているが、一人当たり10分、15分と書類を持ってきていただいてもかかるので、皆さん一斉にお集まりいただいてもなかなか大変なところもあるかと思うので、例えば希望者がいらっしゃるところは、9月の常任委員会の終わった後にでも来ていただいて、出張申請をしていただくとか、あくまでも希望者だけだが。そういったことでもいいのかなというふうに考えている。また、2万円相当のポイントがつくわけだが、こちらについてはキャッシュレスでのポイントということになるので、いつも現金払いされている方にはちょっとメリットがないということで、ポイントをいただく媒体そのものを持っていないとメリットが教示できないのでその辺、ポイントをもらう手段というのが限定されている部分があるので、そういったお手伝いもし例えばカードを持っていれば、カードを機械に通してポイントをつけてくれるというふうなサービスも市民課で行っているということであるので、そういったことも含めて9月定例会中にも希望者にご案内できればと考えている。

長谷川委員長 よろしくをお願いします。それでよろしいね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

#### その他

長谷川委員長 最後に、次回委員会の開催日時を協議いたす。事務局案があったらお願いします。

事務 局長 次回については、8月23日に議会運営委員会もあるので重複する方も大勢いらっしゃるので8月23日に開催できればということで事務局案として持っている。議会運営委員会終了後になろうかと思う。

長谷川委員長 午後の議会運営委員会終了後ということではよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 この委員会の結果については、委員の皆様から各会派の皆様へご報告くださいますようお願い申し上げます。実は、昨日議会運営委員会でも木村さんのほうから話あったように市民厚生常任委員会で閉会中事務調査、それを市民と議会との懇談会を各常任委員会がやる一環としてやってきたが、やはり、17のまちづくり協議会に我々常任委員会と意見交換会やりませんかというふうにご案内差し上げたところ、各地区1つくらいしか申込みないかと思っていたら、ほとんどのところがやりたいということで、常任委員会としては2年をかけてやっていこうかなというふうに思っている。その中で昨日、山北まちづくり協議会との意見交換会やってきたが、やはり議会の皆さんが7

人位、常任委員会の皆さんが山北に行って協議会の皆さんとじっくり話をするという事は、議会において非常に重要なことだというふうに認識したし、まちづくり協議会の皆さんも非常に喜んでいました。こういうの積み重ねが議会改革に特に繋がっていくのではないかと私は思っているので、今後、各常任委員会の皆さんもできればそういう形で、直接市民との意見交換会にぜひとも参画できるような場を持っていただきたいというふうにお願いを申し上げて本日の委員会を閉会いたします。ありがとう。

---

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

（午前11時25分）